



# KPMG Insight

**KPMG Newsletter**

Vol. 18

May 2016

---

会計トピック①

会計基準情報 (2016. 2 - 3)

[kpmg.com/jp](http://kpmg.com/jp)



# 会計基準情報 (2016.2-3)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準Digestのうち、2016年2月分と、2016年3月分の記事を再掲載したものである。会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準Digestの本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準Digest 2016/2、会計基準Digest 2016/3を参照のこと。

[www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx](http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx)

## I. 日本基準

### 法令等の改正

該当なし

### 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

#### 【最終基準】

##### (1) ASBJ、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に関する税率に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2016年3月14日に、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に関する税率に関する適用指針」を公表した。

ASBJは、2015年12月に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という)を公表するとともに、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針のうち回収可能性適用指針に含まれないものについて、ASBJに移管すべく審議を行っている。このうち、税効果会計に適用する税率の取扱いについて、実務上の課題があるため、他に先行して関連する適用指針の開発が行われた。

今般公表された適用指針は、連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針及び個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針のうち税効果会計に適用する税率に関する

部分について、基本的にその内容を本適用指針に引き継いだ上で、必要と考えられる見直しが行われている。

本適用指針は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する。

なお、本適用指針についての詳細は、本誌会計③「企業会計基準適用指針第27号『税効果会計に適用する税率に関する適用指針』及び改正企業会計基準適用指針第26号『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』の概要」も参照のこと。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ（2016年3月16日発行）](#)

##### (2) ASBJ、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2016年3月28日に、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「本適用指針」という)を公表した。

本適用指針は、2015年12月28日付で公表された、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という)のうち、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（比較情報）について明確化を図る要望が寄せられたことを受けて検討されたものである。

なお、本適用指針は、早期適用した企業における上述の比較情報の取扱いについて、回収可能性適用指針の公表時にASBJが意図していたことを確認するものであるため、公開草案の手続きを経ずに公表されている。

本適用指針は、2016年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2016年3月31日以後終了する連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。

なお、本適用指針についての詳細は、本誌会計③「企業会計基準適用指針第27号『税効果会計に適用する税率に関する適用指針』及び改正企業会計基準適用指針第26号『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』の概要」も参照のこと。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年3月30日発行)

#### 【公開草案】

該当なし

#### INFORMATION

##### (1) ASBJ、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成28年2月4日、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」(以下「本意見募集」という)を公表した。

ASBJでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を開始している。本意見募集は、仮にIFRS第15号と同様の内容を日本における収益認識に関する包括的な会計基準として導入した場合に生じ得る適用上の課題や、今後の検討の進め方に対する意見を幅広く把握するために公表されたものである。

コメントの締切りは2016年5月31日である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年2月9日発行)

##### (2) 金融庁・東証、実効的なコーポレートガバナンスのための取締役会のあり方に関する視点を提示

(平成28年2月18日 金融庁、株式会社東京証券取引所)

金融庁及び東京証券取引所は、2016年2月18日、「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方『スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』意見書(2)」(以下「本意見書」という)を公表した。

本意見書は、2015年9月より金融庁に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を意見書として取りまとめたもので、コードの諸原則のうち、取締役会のあり方に關し、現時点で重要と考えられる視点を示すものである。

本意見書の概要は以下の通りである。

- 取締役会のあり方に関する視点として、①CEOの選解任のあり方、②取締役会の構成、③取締役会の運営及び④取締役会の実効性の評価に関して提示されており、関連する取組みの例も紹介されている。
- 資質とリーダーシップを有する取締役の計画的な育成・選任、独立性・客觀性を備えた取締役会の実効性向上に向けたPDCAサイクルを作り上げていくことが重要である。

なお、今後、フォローアップ会議は継続して開催され、他の論点等についても意見等が取りまとめられ、公表されることが想定される。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年2月22日発行)

##### (3) 経団連、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」を公表

2016年3月9日、日本経済団体連合会(経団連)より、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」がされた。

今回の改訂版では、2016年1月に改正法務省令が公布されたこと及び2016年3月期に企業結合に関する会計基準が全面適用になること等から、所要の修正が行われている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年3月10日発行)

##### (4) ASBJ、マイナス金利に関する会計上の論点への対応について議事概要を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)より、2016年3月10日に「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」(第331回企業会計基準委員会議事概要別紙)が公表された。

本議事概要では、退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合において、現時点でのマイナスとなっている利回り幅を踏まえると、退職給付債務の計算における割引率について、2016年3月決算においては、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられな

いものと考えられるということが示されている。

なお本議事概要についての詳細は、本誌会計④「マイナス金利に関する会計上の論点への対応」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ（2016年3月10日発行）

(5) ASBJ、マイナス金利に関する会計上の論点への対応について議事概要を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）より、2016年3月24日に「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」（第332回企業会計基準委員会議事概要別紙）が公表された。

第332回企業会計基準委員会では、マイナス金利の状況における金利スワップの特例処理の取扱いについて議論が行われた。

本議事概要では、現時点において、委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる、としながらも、仮に借入金の変動金利について金銭消費貸借契約にマイナス金利を想定した明示の定めがない場合で、かつ、ゼロを下限とすると解釈する場合でも、2016年3月決算においては、これまで金利スワップの特例処理が適用されていた金利スワップについて、特例処理の適用を継続することは妨げられないものと考えられるということが示されている。

なお本議事概要についての詳細は、本誌会計④「マイナス金利に関する会計上の論点への対応」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ（2016年3月28日発行）

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）へ

構成される会計基準）」の改正案」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2016年3月17日に、修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案は、2013年中にIASBにより公表された会計基準等に対するエンドースメント手続の結果として公表されたものである。

本公開草案は、「IFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計並びにIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）」について、次の2項目について「削除又は修正」を提案している。

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント

修正国際基準の設定を巡る動向

ASBJは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」（以下「作業部会」という）を設置し、国際会計基準審議会（IASB）が公表する個々の会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という）に関するエンドースメント手続を実施している。

2012年までにIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続を踏まえて、ASBJは、2015年6月30日に「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表した。

2016年2月16日に第26回作業部会が開催された。この作業部会では、2013年中にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に関する検討が行われた。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）へ

## II. 修正国際基準

### 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

#### 【最終基準】

該当なし。

#### 【公開草案】

ASBJ、修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって

## III. IFRS

### 会計基準等の公表（IASB、IFRS解釈指針委員会）

#### 【最終基準】

該当なし。

## 【公開草案】

該当なし。

## INFORMATION

- (1) IFRS財団、IASB議長のHans Hoogervorst氏の再任を公表（2016年2月12日 IFRS財団評議員会）、IASB理事に鶯地氏を再任（2016年2月23日 IFRS財団評議員会）

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会はIASB議長のHans Hoogervorst氏の再任（第2期、任期は5年）を発表した。また、2016年2月23日、鶯地（おうち）隆継氏をIASBの理事に再任（第2期、任期は3年）することを発表した。

ほか、Ian Mackintosh氏及びPat Finnegan氏の2016年6月30日での退任予定も発表されている。

鶯地氏は、2011年7月にIASBの理事に指名され、これまで、住友商事株式会社のフィナンシャル・リソーシズグループ長補佐やIFRS解釈指針委員会の委員を歴任した。

- (2) 金融庁、「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」を公表（2016年3月31日 金融庁）

金融庁は平成28年3月31日、「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」を公表した。

本開示例は、IFRSに基づく連結財務諸表の作成にあたって企業の実務の参考となるものを示す観点から、平成21年12月に公表されていた「国際会計基準に基づく連結 財務諸表の開示例」を改訂したものである。

本開示例の主なポイントは以下のとおりである。

### ■ 最新のIFRSに対応

これまでの開示例は、IFRS任意適用開始時点（平成22年3月期）の基準に基づくものだったが、本開示例は、その後のIFRS第9号（金融商品）の改訂など、平成28年3月期までのIFRSの改訂を反映している。

### ■ IFRSの規定に基づく説明の充実

これまでの開示例は、表形式による開示例と、その根拠となるIFRSの規定を記載していたが、本開示例は、企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例と根拠となるIFRSの規定とを結びつける説明を充実させている。

本開示例は、IFRSにおいて明示的に開示を求められていないものについて、義務的な開示であるとの誤解を避けるために含めないこととした。また、IFRS任意適用企業の実際の開示を参考に、多くの企業において必要になると考えられる項目に絞り

込むことで、企業の開示負担にも配慮したものとされている。

金融庁においては、今後も継続的に開示例について検討していくこととしており、開示例についての意見を平成28年9月30日まで受け付けている。

### 【あづさ監査法人の関連資料】

- IFRSニュースフラッシュ（2016年4月1日発行）

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、

- あづさ監査法人のウェブサイト(IFRS)へ

## IV. 米国基準

### 会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

#### 【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】

##### (1) 【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】

ASU第2016-02号「リース」を公表（2016年2月25日 FASB）

本ASUは、長年にわたるリース会計改訂のプロジェクトの最終成果物として公表された。改訂されたリース会計のもとでは、原則として、すべてのリースの借手は使用権資産とリース負債の計上が要求される。借手の立場からは、リースはファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類され、ファイナンス・リースにおいては使用権資産の償却費とリース負債からの金利費用が認識されるのに対し、オペレーティング・リースでは毎期定額のリース費用が計上される。なお、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類基準は、従前の基準におけるキャピタル・リースとオペレーティング・リースの分類基準にはほぼ準じるものとなっている。一方、貸手会計については概ね従前の基準が踏襲されている。そのほか、以下の改訂が行われている。

- リースの定義が支配の観点から見直された。
- レバレッジドリースに係る会計上の取扱いは、新基準適用日以降将来に向かって廃止される。
- セール・アンド・リースバックの処理につき見直しが行われた。
- 貸手・借手とも開示が強化された。

本ASUは、公開企業の場合、2018年12月16日以降に開始する

会計年度、またはその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- Defining Issues No16-6 (英語)

(2) ASU第2016-04号「プリペイド・ストアード・バリュー商品の非行使残高の認識」を公表（2016年3月8日 FASB）

プリペイド・ストアード・バリュー商品とは、プリペイドカード、ギフトカード、テレホンカードなどのように、前払いされることで貨幣的価値がその商品に蓄積し、財・サービスの購入時の決済に充当されることを目的として発行されるものである。本ASUは、発行済みのプリペイド・ストアード・バリュー商品が金融負債であること、一方、その認識の中止に際しては、Topic606(収益認識)の規定に従うこととした。会計処理を明確にすることで、現行及び将来の実務のばらつきに対応が図られた。

本ASUは、公開の営利企業の場合、2017年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- あづさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(3) ASU第2016-05号「デリバティブの契約更改による既存のヘッジ関係への影響」を公表（2016年3月10日 FASB）

本ASUは、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに契約更改、即ちデリバティブの取引相手の変更が行われたとしても、ヘッジ会計適用上の他のすべての要件が満たされている限り、ヘッジの再指定は不要であることを明確にするものである。

本ASUは、公開の営利企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- あづさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(4) ASU第2016-06号「負債性商品に組み込まれた条件付プット・オプション及び条件付コール・オプション」を公表（2016年3月14日 FASB）

負債性商品の期限前返済(期限前償還)を可能とするプット・

オプション及びコール・オプションが区分処理を要する組込デリバティブに該当するか否かを検討するに際しては、4つのステップに基づく判断が要求されている。しかし、負債性商品に組み込まれた条件付プット・オプション及び条件付コール・オプションについて、このステップに加え、オプションが金利リスクまたは信用リスクのみに連動するかどうかを判定するという見解があり、実務にはばらつきがあった。本ASUは、期限前償還を可能とするオプションが主契約である負債性商品と明確かつ密接に関連するものであるか否かを判断する場合、オプションの行使がどのようなトリガーによって生じるものであるかにかかわりなく、4つステップのみに基づいて判断を行うべきであることを明確にするものである。

本ASUは、公開の営利企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- あづさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(5) ASU第2016-07号「持分法会計への移行の簡素化」を公表（2016年3月15日 FASB）

本ASUは、簡素化プロジェクトの一環として行われた基準改訂の1つである。従来、段階取得を経て持分法適用となった投資先については、持分法をその当初取得の時点に遡って適用することが要求されていた。本ASUにより当該規定は改訂され、持分法はその適用が適格となったから将来に向かって適用されることになる。持分法の適用開始以前に売却可能有価証券として会計処理されていた持分投資については、その他の包括利益累計額に蓄積された評価差額を、持分法の適用開始時点で純損益に認識しなければならない。

本ASUは、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あづさ監査法人の関連資料】

- Defining Issues No16-9 (英語)

(6) ASU第2016-08号「本人か代理人かの検討(収益の総額表示か純額表示)」を公表（2016年3月17日 FASB）

本ASUは、収益認識に関する新基準Topic606における本人か代理人かの検討につき、実務上のガイダンスの明確化を図るものである。本人か代理人かの検討は、支配の移転の対象である財・サービスごとに行われる。財またはサービスが顧客に移転する前にそれらの財またはサービスへの支配を有している場合、当該取引当事者は本人に該当する。

なお、同様の改訂がIFRS第15号において行われることがIASBにて暫定決定されている。2016年3月18日公表の作業計画によれば、改訂基準書の公表は2016年4月に予定されている。

本ASUに基づく改訂は、Topic606の適用開始と同時に適用される。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ Defining Issues No16-10 (英語)

(7) ASU第2016-09号「従業員への株式に基づく支払の会計処理の改訂」を公表（2016年3月30日 FASB）

本ASUは、簡素化のプロジェクトの一環として行われた基準改訂の1つである。確定せずに失効する権利については、その見込みを報酬額の測定に織り込むという従来の方法に加え、実際に失効が起きた時点で処理することが認められた。その他株式報酬に関する法人所得税の取扱い（表示含む）などについても修正が行われている。

本ASUは、公開企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度、及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ Defining Issues No16-11(英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

該当なし。

## INFROMATION

FASB理事にChristine Ann Botosan氏を選任（2016年2月23日 FAF評議員会）

米国財務会計財団（FAF）の評議員会は2016年2月23日、Christine Ann Botosan氏をFASBの理事に選任（2016年7月1日より任期は5年）することを発表した。Thomas J. Linsmeier氏が2016年6月30日に任期満了に伴い退任することが決まっており、Botosan氏はその後任となる。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(米国基準)へ

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願ひいたします。

有限責任 あずさ監査法人  
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)  
azsa-accounting@jp.kpmg.com  
担当：引敷林 嗣伸

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.